

取扱区分：公開

令和3年第11回

蓮田市農業委員会総会議事録

【注】 発言内容については、その要旨を掲載しています。ただし、発言そのものの記載ではありません。

この公開用議事録は、個人情報に関連すると思われる部分等については、●で消しています。

〔日 時〕 令和3年11月25日（木）

〔場 所〕 ハストピアギャラリー

令和3年第11回 蓮田市農業委員会総会議事録

蓮田市農業委員会（会長）萩原和夫は、令和3年第11回蓮田市農業委員会総会をハストピアギャラリーにおいて開催するにあたり、各委員を招集する。

- 1 開催日時 令和3年11月25日（木） 午後2時00分
- 2 閉会日時 令和3年11月25日（木） 午後5時20分
- 3 出席委員（14人） ※番号は議席番号
1番 萩原 和夫 2番 門井 隆 3番 常見 淳 4番 野口 勇
5番 田鍋 光男 6番 齋藤 博司 7番 高橋 建一 8番 寺田 進
9番 岩崎 久 10番 山本 寿一 11番 吉岡 政広 12番 杉崎 國昭
13番 原田 順一 14番 竹内 幸男
- 4 欠席農業委員（0人）
- 5 出席推進委員（4人） ※（ ）内は担当地区
（平野）渋谷 悟 （平野）山口 実 （蓮田）増田 雅暢 （蓮田）山口 恵司
（黒浜）新井 仁 （黒浜）小澤 はつ江
- 6 欠席推進委員（0人）
- 7 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名について
 - 第2 議案第1号 農用地利用集積計画による利用権設定について（貸借関係）
 - 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の許可について
 - 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の許可について
 - 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の許可について
 - 報告 1 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
 - 報告 2 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理について
 - 報告 3 農地法第18条第6項の規定に基づく通知について
 - 報告 4 農業経営主変更届について
- 8 出席した農業委員会事務局職員（3人）

事務局長	中里 幸雄
事務局	茂木 郁
事務局	田嶋 諒大

9 傍聴人（0人）

なし

10 会議の概要

（事務局）

委員の皆様におかれましては、ご多忙中かと存じますが、お集いただきまして誠にありがとうございます。

本日は、会場を市役所の会議室から、こちらハストピアに変更して開催いたします。よろしくお願いいたします。

また、会議は、コロナ対策といたしまして、会場のドアを開けたまま行いますので、ご不便をおかけいたしますが、皆様のご理解、ご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、ただ今より、令和3年第11回蓮田市農業委員会総会を開催いたします。開会にあたりまして、会長よりご挨拶をいただきたいと存じます。

（会 長） — 会長挨拶 —

（事務局）

ありがとうございました。以降の進行につきましては、会議規則により会長にお願いいたします。

（議 長）

初めに、令和3年10月25日に開催いたしました令和3年第10回農業委員会総会の議事録（案）の記載内容について確認をさせていただきます。委員の皆様には、議事録（案）を事前に送付させていただいておりますので、議事録（案）の内容を確認していただいているかと存じます。内容に問題がなければ、この場で署名をいただき、議事録とさせていただきます。

— 議事録の確認 —

（議 長）

修正箇所等、無いようですので、私の署名に続き、お名前を読み上げます。

委員の方は、ご署名をお願いいたします。●●●●、●●●●をお願いいたします。

続きまして、本日の委員の出欠状況につきまして、報告いたします。

欠席の委員は無く、委員全員に出席をいただいておりますので、本日の総会は成立いたします。

従いまして、出席委員は14名中、14名でございます。総会に必要な定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。

また、推進委員の出欠状況でございますが、欠席者は無く、6人全員の出席をいただいております。

次に、本日の会議の議事録署名人の指名をいたします。●●●●、●●●●をお願いいたします。

ただ今から、議事に入ります。本日の提出議案は、事前に配布させていただきました議案書のとおりでございます。

農地法などの法令許可等に関する議案は、議案第1号から4号でございます。他に報告案件が、報告1から報告4までございます。

初めに、議案書2ページ、議案第1号「農用地利用集積計画による利用権設定について(貸借関係)」でございます。議案第1号につきまして、事務局から朗読をいたします。

(事務局) — 議案第1号、議案書朗読 —

(議長)

議案第1号のうち、番号1につきまして担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委員)

— 所在地についての説明 —

理由は、●●さんが●●の家を売りに出したところ、●●さんが購入することとなりました。●●さんは●●歳前で、今は●●に住まいがあるそうですが、お子さんの●●卒業に合わせ、こちらへ移りたいということです。●●さんは田んぼと畑もお持ちで、もしよかったら使用してほしいと●●さんに話をしていました。●●さんには、●●●と●●●のご息が●名おられ、●●●のお子さんが将来的に農業をやりたいということから、今回の申請となりました。ちなみに、●●さんは●●卒業後、農業法人への就職が決まっており、農業の勉強をした後、●●●で仕事ができればというお考えです。

(議長)

事務局より補足説明がありましたらよろしく申し上げます。

(事務局)

現在、奥様の●●●●さんが、ご家族より一足早く一人で●●にお住まいになっております。ご主人と下のお子さんは、●●にお住まいですが、お子さんが●●を卒業する来年3月頃、こちらへ来られるとのこと。ご主人はお勤めをされていますが、退職したら農業一本でやりたいということです。奥様もお仕事を辞められ、農業を積極的にやっていきたいというお気持ちがあるようです。●●さんは、農地所有適格法人に就職が内定しており、農業の経験を積んでやっていきたいというお話でした。将来的には周辺の農地を少しずつ借り受けし、●●●m²になったタイミングで購入したいとのこと。

(議 長)

ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見等ございますか。

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第1号の番号1につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
総員賛成であります。

よって、議案第1号の番号1につきましては、承認することといたします。

次に、議案第1号のうち、新規設定番号2につきまして、担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委 員)

－ 所在地についての説明 －

貸人の農地は、数年間不耕作でした。●●さんに耕作の意向について確認したところ、年齢と、●●にお住まいという理由で、耕作できないということでした。この不耕作地の隣で耕作している●●●●さんに利用していただけないかと声をかけましたところ、できれば畦畔を撤去してもらいたい、小作料もなくしてもらいたいということでした。そこで私が交渉し、畦畔も小作料の件も了承を得られましたので、●●●●さんが借りて、来年から作られる予定です。

(議 長)

続きまして、事務局の説明をお願いします。

(事務局)

申請自体は使用貸借ということで、このまま載せています。

(議 長)

ただ今の説明につきましてご質問、ご意見等がございましたか。

なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第1号の番号2につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
総員賛成であります。

よって、議案第1号の番号2につきましては、承認することといたします。

次に、議案第1号のうち、新規設定番号3につきまして、担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委員)

－ 所在地についての説明 －

先日、貸人に話を伺ったところ、数十年に渡り同じ人と相対でやっていたのですが、回覧でまわってきた農業委員会のチラシを見て、きちんと手続きしようということになり、今回の利用権設定に至りました。

(議長)

続きまして、事務局の説明をお願いします。

(事務局)

●●●●さんがチラシご持参で窓口に見えられ、ご相談がありました。良い機会なので●●さんにお声かけしてみてもどうかと申し上げたところ、顔見知りではないですが、●●さんの亡くなったご主人が耕作できなくなった時に、色々な人にお話しをしていた関係から●●さんに繋がったそうです。●●さんは●●にお住まいですが、頻繁にこちらに来られて何時間も畑仕事をされる方らしく、面識はあまりないですが、お歳暮だけ送る関係だそうです。このまま顔も知らない人に作ってもらっていることを心配されていたため、●●さんにチラシ添付でお手紙を送り利用権設定に至ったということです。お互いに年齢が高いため、短期で1年契約ということとなりました。

(議長)

ただ今の説明につきましてご質問、ご意見等がございますか。

なし。

(議長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第1号の番号3につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。総員賛成であります。

よって、議案第1号の番号3につきましては、承認することといたします。

次に、議案第1号のうち、新規設定番号4につきまして、担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委員)

先日、●●さんとお話ししました。借人の●●さんは●●の方です。今回は会うことができず、片側通行の話になります。●●さんによると、●●さんは●●野菜を育てるために畑を借りて試しに作っている状態で、来年から本格的に始めたいと言われているそうです。現在、ハウスの方で少し作っており、それは●●●m²程だそうです。●●さんからお話しを聞けていないので細かいことがわかりませんが、事務局の方で何かありましたらお願いします。

(議 長)

事務局からの説明をお願いします。

(事務局)

こちらは●●さんが相続された農地です。ずっと草刈りだけをしている状況なので、誰かに貸したいということを経験して以前より伺っていました。●さんは●●市内で青果店を営んでおり、仕入れ野菜自体が高いため、販売価格が高くなってしまふことが疑問だったようです。ご出身の●●ではご実家の畑がとても広く、小さい頃から農業を手伝ってきたという自信があるそうです。●●でも●●野菜をはじめ、季節の野菜を育てて販売すれば、もっと安く提供できるのではないかと考え、ご相談にいらっしゃいました。●さんは●●●●を話せますが自信がなく、●●さんと直接やり取りをすることにご心配があったため、お二人に事務局に来ていただき、私が間に入って利用権の設定をさせていただきました。ご相談に来られたのが9月でしたので、11月まで2か月間は相対で借りて、●●さんは利用状況を確認したり、●さんは土の状況を確認する期間となりました。現在、ハウスを1棟建て、隣に●●野菜を植えています。ハウスに関しては●●さんの許可が得られたら使ってもよいというお話をさせていただいています。特に問題はないと思いますが、よろしく願いいたします。

(議 長)

ただ今の説明につきましてご質問、ご意見等がございますか。

なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第1号の番号4につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。総員賛成であります。

よって、議案第1号の番号4につきましては、承認することといたします。

次に、議案第1号のうち、新規設定番号5につきまして、担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委 員)

ー 所在地についての説明 ー

●●●●さんがずっと借りていたのですが、貸人であった●●●●さんの旦那さんが亡くなったため、貸人の変更に伴い新規という形で挙がっています。●●さんがずっと作っているため問題ないと思われまふ。

(議 長)

事務局からの補足説明をお願いします。

(事務局)

お話しがあったように、今回、所有者が変更になったということで新規に挙がってきただけで、利用権は長くされてきた方です。特に問題はないと思います。

(議長)

ただ今の説明につきましてご質問、ご意見等がございますか。

なし。

(議長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第1号の番号5につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。総員賛成であります。

よって、議案第1号の番号5につきましては、承認することといたします。

次に、議案第1号のうち、新規設定番号6につきまして、担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委員)

ー 所在地についての説明 ー

番号5の利用権設定は、全部で●筆●●●●m²です。貸人とお話ししたところ、耕作が難しいということでしたが、●●さんが借りて水田を作るということでお互いに了解を得ております。

(議長)

事務局からの補足説明をお願いします。

(事務局)

こちらも特に問題がないと思われま。よろしくお願ひいたします。

(議長)

ただ今の説明につきましてご質問、ご意見等がございますか。

(委員)

物納各●●kgとありますが、●筆×●●kgということでしょうか。

(事務局)

そのように聞いております。

(議 長)

他には何かございますか。

なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第1号の番号6につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
総員賛成であります。

よって、議案第1号の番号6につきましては、承認することといたします。

次に、議案第1号のうち、新規設定番号7につきまして、担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委 員)

－ 所在地についての説明 －

●●さんとお話ししたところ耕作ができないということで、先ほどの●●さんとお話しした結果、●●さんが借りて水田利用したいということでお互いに了解を得ております。

(議 長)

事務局から補足説明をお願いします。

(事務局)

特にございません。

(議 長)

ただ今の説明につきましてご質問、ご意見等がございますか。

なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第1号の番号7につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
総員賛成であります。

よって、議案第1号の番号7につきましては、承認することといたします。

次に議案第1号のうち、新規設定番号8につきましては、●●委員に関する案件ですので、審議が終了するまで一時退室をお願いいたします。

(退出確認後) それでは、担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委員)

－ 所在地についての説明 －

昨年までは●●●●さんが借りておりましたが、体調が優れないということで、地元の農業委員の●●さんをお願いしたようです。何の問題もないと思われます。よろしくお願ひいたします。

(議長)

事務局から補足説明がございますか。

(事務局)

特にございません。

(議長)

ただ今の説明につきましてご質問、ご意見等がございますか。

なし。

(議長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第1号の番号8につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。総員賛成であります。

よって、議案第1号の番号8につきましては、承認することといたします。

●●委員には、入室をお願いいたします。

(●●委員入室確認後) 次に議案第1号のうち、新規設定番号9につきまして、担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委員)

●●の●●ですが、番号9～11と関連があります。相続の関係で地主さんが変わったということで、新規にしてもらっております。今後は牧草利用されるということです。

(議長)

事務局から補足説明がございますか。

(事務局)

特にございません。

(委員)

金額として、9番と11番は●●●●円/10a、10番だけ●●●●円となっていますが、この違いについて、ご説明をお願いいたします。

(委員)

●●の地元の方は●●●●円、その他の地区の方が●●●●円と決まっていたようです。次からは、一律●●●●円でやらせていただきます。

(委員)

●●●●の事務所はどこにあるのですか。

(委員)

事務所は自治会館の所にございます。

(議長)

他にございますか。

なし。

(議長)

質問が無いようですので、一つ一つ採決させていただきます。

議案第1号の番号9につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。総員賛成であります。

よって、議案第1号の番号9につきましては、承認することといたします。

次に、議案第1号の番号10につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第1号の番号10につきましては、承認することといたします。

次に、議案第1号の番号11につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第1号の番号11につきましては、承認することといたします。

次に、議案第1号のうち、新規設定番号12から15につきまして、担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委員)

ー 所在地についての説明 ー

昨年までは●●●●さんが耕作されていましたが体調が悪いということで、地元の●●●●さんがコンバインなどを買い、積極的にやりたいということでお願いしたようです。地元の人がやるということで問題がないと思われま

(議 長)

事務局から補足説明がござい

(事務局)

特にござい

(議 長)

議案第1号の番号12～15につきましては、ただ今の担当地区委員の説明及び事務局の補足説明のとおりでござ

番号12から15について、何か、ご質問、ご意見等ござ

(委 員)

●●●●さんは何歳くらいでしょうか。設定期間が約10年間のものもあるため、気になりました。

(事務局)

●●歳くらいです。

(委 員)

●●さんも一緒にやられています。

(議 長)

他に何かござ

なし。

(議 長)

他に質問が無いようですので、採決いたします。

議案第1号の番号12につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたしま

総員賛成であります。

よって、議案第1号の番号12につきましては、承認することといたします。

次に、議案第1号の番号13につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいた

総員賛成であります。

よって、議案第1号の番号13につきましては、承認することといたします。

次に、議案第1号の番号14につきましては、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第1号の番号14につきましては、承認することといたします。

次に、議案第1号の番号15につきましては、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第1号の番号15につきましては、承認することといたします。

なお、再設定分の議案第1号の番号16から番号27までにつきましては、説明を省略させていただきます。また、27番につきましては、●●●●さんから提出されたものでございますので、筆数、面積ともに他に比べ多くなっております。

何か、ご質問、ご意見等ございますか。

(委員)

採決した後で申し訳ありませんが、番号12から15番について、契約期間が5年と1年と10年の人がいます。何かわかりましたら教えていただければと思います。

(事務局)

●●●●さんと、前回作られていた●●●●さん、お二人でそれぞれのお宅にご挨拶に行ったそうですが、その時にできれば長期で借りたいというお話をされたそうです。●●さんはお若いので、長ければ長い方がよいということでしたが、他の方々は先々がわからないので長くするのは心配だということで、今回はこのままにして、今回は長期にする可能性があるようです。よって、期間にばらつきが出たそうです。

(議長)

先ほどの再設定分について、何か、ご質問、ご意見等ございますか。

なし。

(議長)

よろしいでしょうか。質問が無いようですので、採決いたします。

議案第1号の番号16から番号27までにつきましては、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第1号番号16から番号27につきましては、承認することといたします。

— 休憩 —

(議 長)

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に議案書 14 ページの議案第 2 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の許可について」でございます。

議案第 2 号につきまして、事務局から朗読をいたします。

(事務局) — 議案第 2 号、議案書朗読 —

[資料訂正]

(誤)「農地法第 3 条の規定による許可申請の許可について」

(正)「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の許可について」

(議 長)

議案第 2 号の番号 1 につきましては、●●委員に関する案件ですので、審議が終了するまで一時退室をお願いいたします。

それでは、担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委 員)

— 所在地についての説明 —

譲受人の●●●●さんは農業委員ということで、問題ないと思われま

(事務局)

全部効率利用要件として、11月8日(月)にすべて耕作を確認済みです。

農作業常時従事要件として、ご本人が●●●日以上、奥様が●●●日以上で、年間150日以上の経営することが確認されています。

下限面積要件として、自作地が●●●●㎡、借受地●●●●㎡、申請地●●●●㎡、計●●●●㎡であり、40a以上であることが確認されています。

地域との調和要件として、現況 田、取得後の計画も田となっています。以上、要件を全て満たしております。

譲渡人には、こちらを借りていた方とは別の方がいらっしゃいますが、その方との合意解約が10月の総会でされています。当初は、借りていた方を買っていただきたいというお話しをしていましたが、良い返事をもらえず、●●さんが譲り受けるということになりました。

(議 長)

議案第 2 号の番号 1 につきましては、ただ今の担当地区委員の説明及び事務局の補足説明のとおりでございます。

何か、ご質問、ご意見等ございますか。

(委員)

金額を教えてください。

(事務局)

10aあたり●●●円になっています。

(委員)

この金額は、農業委員会は報告しなければならないのでしょうか。

(事務局)

報告の必要はないですが、高すぎたり安すぎたりということがないように注意が必要です。

(議長)

他に何かございますか。

なし。

(議長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第2号の番号1につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
総員賛成であります。

よって、議案第2号の番号1につきましては、承認することといたします。●●委員には、入室をお願いいたします。

次の議案第2号番号2につきましては、私が関係人となっております案件ですので、議長の任を●●副会長に引き継ぎ、審議が終了するまで退席させていただきたいと存じますが、皆さんよろしいでしょうか。

異議なし。

— 議長の任を●●副会長に交代 —

(議長)

萩原会長に代わりまして、議事を進行させていただきます。よろしくをお願いいたします。
それでは、議案第2号、番号2につきまして担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委員)

— 所在地についての説明 —

譲受人にお話しを伺ったところ、譲渡人が高齢になったため、田んぼをやってくれないかとの話があったそうです。

(議 長)

事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

補足説明資料の5ページをご覧ください。まず、奥様の名前の訂正をお願いします。●●

●●さんではなく●●●●さんをお願いします。

全部効率利用要件として、11月8日(月)にすべて耕作を確認済みです。

農作業常時従事要件として、ご本人が●●●日以上、奥様が●●●日以上、息子さんが●●日以上、そのお嫁さんが●●日以上、ということで、年間150日以上耕作していることが確認されています。

下限面積要件として、自作地が●●●●m²、申請地●●●●m²、計●●●●m²であり、40a以上であることが確認されています。

地域との調和要件として、現況 田、取得後の計画も田となっています。

取得の金額ですが、10aあたり●●●円となっております。

(議 長)

ただ今の説明について、ご質問、ご意見等ございますか

(委 員)

農作業常時従事要件について、息子さんは、農業以外の定職があるため、農業従事日数●●日以上も可能なのでしょうか。

(事務局)

お仕事をされて帰宅された後、外が明るかったらお手伝いをするという感じです。時間にかかわらず、作業を行った日は1日とみなされます。

(議 長)

他に何かございますか。

なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第2号の番号2につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第2号の番号2につきましては、承認することといたします。萩原会長には、入室をお願いいたします。

それでは、私への議長の任を解かせていただき、議長を萩原会長に戻させていただきます。ありがとうございました。

— 議長の任を萩原会長に交代 —

(議長)

●●副会長に代わりまして、再び議事を進行させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第2号、番号3につきまして担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委員)

— 所在地についての説明 —

今まで●●●●さんが買い集めていた土地に隣接している田んぼです。●●●●さんにお話しを伺いましたら、自分で耕作することができないので、人に頼んでお米を作ってもらっていました。今年の夏はその方の体調が悪いということで、耕作されなかったのですが、周りの地続きの田んぼを●●●●さんが買い集めてしまったこともあり、売ってしまおうということとなりました。

(議長)

事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

補足説明資料の8ページをご覧ください。

全部効率利用要件として、11月8日(月)にすべて耕作、適正管理を確認済みです。

農作業常時従事要件として、農地所有適格法人につき、要件不要となっています。

下限面積要件として、自作地が●●●●㎡、申請地●●●●㎡、計●●●●㎡であり、40a以上であることが確認されています。

地域との調和要件として、現況 田、取得後の計画も田となっていますが、この後5条で、既に取得している所での農地改良の申請が後日出され、こちらも併せて農地改良する予定であることを聞いております。

●●さんがお持ちの農地は売却する予定はなかったのですが、農地中間管理を通して耕作していた方は、報告3 農地法第18条で解約が出ております。●●●●さんも耕作が難しくなり、今シーズンも耕作されていなかったことから、●●●●さんにお譲りすることとなりました。

(議 長)

ただ今の説明について、ご質問、ご意見等ございますか。

なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第2号の番号3につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
総員賛成であります。

よって、議案第2号の番号3につきましては、承認することといたします。

次に議案書15ページ 議案第3号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の許可について」でございます。

議案第3号につきまして、事務局から朗読をいたします。

(事務局) — 議案第3号、議案書朗読 —

(議 長)

続きまして、議案第3号の番号1につきまして、担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委 員)

— 所在地についての説明 —

現地を確認したところ、ある程度整地してありました。申請者に連絡を取ったのですが、本人になかなか会えない状態です。事務局の方で事情がわかればお願いいたします。

(議 長)

事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

補足説明資料の1ページをご覧ください。農業振興地域内の農地ですが、令和3年8月24日蓮田市告示第●●●号で除外確認済みです。申請目的は、敷地拡張です。

隣接敷地(●●●)の居宅を改修及び将来建て替えをするため、接道条件を満たし、●mの路地敷地とするための敷地拡張となります。

資金計画は、事務局の方で確認済みです。

雨水については、敷地内浸透処理とします。

申請地は砂利敷きとし、隣接地●●●との境界にブロック1段内積みにします。

11月8日現地確認済みです。

(議 長)

ただ今の説明について、ご質問、ご意見等ございますか。

なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第3号の番号1につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
総員賛成であります。

よって、議案第3号の番号1につきましては、承認することといたします。

次に議案書16ページ 議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の許可について」でございます。

議案第4号につきまして、事務局から朗読をいたします。

(事務局) — 議案第4号、議案書朗読 —

(議 長)

続きまして、議案第4号の番号1につきまして、担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委 員)

— 所在地についての説明 —

申請地は市街化調整区域で農業振興地域外となり、市街化区域に近接する周りが住宅に囲まれた農地です。譲受人の父親に話を伺ったところ、譲受人は結婚し、夫婦で●●●内のアパートに住んでいますが、今後、家族が増えることを見据え、一戸建ての住宅を考えていたところ、譲受人の●の●、いわゆる●●が所有する土地を使用してよいという話があり、実家から近く環境もよく、何かと便利であるということで、この土地に建築するため申請に至ったということです。

申請地は草が少し生えていますが、畑地の状態になっており、違反等ないと思われま。また、資料の資金計画を見ますと、事業実施の確実性もあると思われま。

(議 長)

事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

補足説明資料の3ページをご覧ください。申請理由は委員さんのご説明のとおりです。資金計画は、事務局の方で確認済みです。

給排水計画について、上水道は前面道路から引込、雨水については敷地内処理、汚水・雑排水については公共下水道へ放流となっております。

その他、近隣に説明の上、隣地に影響がないよう、土砂流出防止等の対策としてブロック2段内積みを設置します。

10月6日、現地確認済みです。

(議長)

ただ今の説明について、ご質問、ご意見等ございますか。

なし。

(議長)

よろしいでしょうか。質問が無いようですので、採決いたします。

議案第4号の番号1につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。総員賛成であります。

よって、議案第4号の番号1につきましては、承認することといたします。

続きまして、議案第4号の番号2につきまして、担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委員)

ー 所在地についての説明 ー

理由は、●●のアパートに夫婦で生活していますが、手狭となり、不便を感じているため自己用住宅を建てる計画しました。お父さんと相談し、畑を進められたところから話が進んだそうです。学校にも近く、実家にも徒歩7～8分なので、最適と判断し決断したそうです。

現況は、少し里芋が栽培してありますが、他はきれいで事前着工などはありません。問題はないと思いますので、よろしくをお願いいたします。

(議長)

事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

補足説明資料の5ページをご覧ください。場所は、農業振興地域内ですが、令和3年8月24日付蓮田市告示第●●●号（令和3年8月19日付）除外を確認しております。

申請理由は、委員さんのご説明のとおりです。

なお、転居後は、会社勤務を継続しながら、両親と一緒に農業に従事していきます。

資金計画については、事務局の方で確認済みです。

給排水計画について、上水道は公営水道、汚水・雑排水は農業集落排水、雨水は宅内浸透処理とします。

その他、工事中は隣地の農地・宅地及び道路面に仮囲いシートを設置し施工します。土砂流出等、隣地に支障が及ばないように、擁壁・土留めブロック・生垣を設置します。

10月6日現地確認済みです。農家証明の添付を確認しております。

(議長)

ただ今の説明について、ご質問、ご意見等ございますか。

(委員)

補足説明資料の申請理由の中で、赤字で「転居後は、会社勤務を継続しながら、両親と一緒に農業に従事していきます。」とありますが、強調したいために赤字で示されたのでしょうか。

今まで強調することがなかったため、理由があれば教えてください。

(事務局)

申請地の概要を見ていただくと、こちらは第1種農地となっており、本来1種農地は住宅の建築が農家住宅、もしくは農家の分家住宅以外は認められない場所となっております。

そのため、農家証明の添付が必要となります。

よって、申請理由として、転居後に会社勤務をしつつ農業に従事するという点を赤字にさせていただきます。

(議長)

他にございますか。

なし。

(議長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第4号の番号2につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。総員賛成であります。

よって、議案第4号の番号2につきましては、承認することといたします。

続きまして、議案第4号の番号3につきまして、担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委員)

ー 所在地についての説明 ー

●●●●さんが購入した田んぼですが、田んぼのままでは使いにくいということで農地改良し、使いやすい土地にしたいということです。

(議 長)

事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

補足説明資料の7ページをご覧ください。農業振興地域内の農地となります。申請目的は、農地改良の一時転用です。理由は委員さんのご説明のとおりです。

農地改良を行うことについては、追加で配布した資料をご覧くださいと、申請地の黒で囲まれている部分の北側の農地です。農地に段がついており、高低差があります。高低差を平らにならした際発生する土を利用し、埋め立てをする計画となっています。

資金計画については、事務局の方で確認済みです。

給排水計画について、上水道、汚水・雑排水はなし、雨水は浸透処理としております。

その他、車両接触防止に努めるため待避所の設置及び距離表示を行い、水路との保全距離を保ちます。11月8日現地確認済みです。

土の埋め立てに関して、東部環境管理事務所の土砂の堆積の許可についてですが、同一の事業者が同じ地域内で行う掘削、盛土ということになるため、東部環境事務所の許可は不要という回答を担当者の方から確認しております。

(議 長)

ただ今の説明について、ご質問、ご意見等ございますか。

(委 員)

埋め立てを伴うということで、全部中の土でやるのでしょうか。

(事務局)

そのように聞いております。他から持ち込むのではなく、●●●●が所有する土地を平らにならしたときに発生する土を使用する計画です。

(議 長)

他に何かございますか。

(委 員)

一時転用とありますが、期間はどのくらいを予定されていますか。

(事務局)

期間は3か月となっています。

先ほどの3条の取得で、今回埋め立てする対象地の右上の部分が新たに取得する農地となりますが、こちらは今後埋め立てをし、一帯として利用する計画になっているようです。資料の黄色で塗られた部分は、農地改良の申請が行われると思います。

(事務局)

黄色で塗られた3条で取得した農地に関しては、後日、同じように一帯利用として改良し、上にハウスを建てて耕作をしていくという話です。

まずは3条で、同じ月ではなく翌月に改良の申請をしなければ歯抜け状態になり、常設にかけた際も問題が生じる可能性があるという代理人を通して伝えたのですが、社長には、同じ月の11月に出してほしいというお考えがあるようです。事務局としては、農地取得の承認が取れたので、来月、ここを含めた改良という形でもう一度審議をした方がよいのではないかと考えております。

(委員)

農地改良工事の施工者は、地権者と一時転用での農地改良工事契約を締結していますか。締結していれば5条許可申請書にそれを添付していますか。

(事務局)

今回は、契約書の添付はございません。特に、添付資料として求めているものではなく、指導の一環となっています。

(委員)

任意ということで、契約が交わされているかどうか分からないということですね。

(事務局)

そうです。

(議長)

他に何かございますか。

(委員)

埋め立てるということで、盛土の高さを明記した資料はあるのでしょうか。

(事務局)

高さについては、現況から54.9～58.1cmの間でかさ上げをします。隣接道路からの高さは30cm上がるという計画になっております。

(委員)

その場合、周囲の田んぼへの影響の有無は確認ができていますか。

(事務局)

周囲への影響について確認は取れていませんが、影響がでないように平場を設け、その間に溝を掘って水を落とし、そこからどのくらいの斜度で何m盛るといった決まりに合致してい

ます。高さを54.9～58.1cmかさ上げするという事は、平場も同じだけとっているという形になります。

(事務局)

用水と排水の水路そのものは、いじらないような形で計画されています。あくまでも田んぼの面に対して盛土をするということです。

(委員)

そのような説明は、近所の地権者にされているのでしょうか。

(事務局)

おそらく●●●●さんがされていると思いますが、特に同意書のようなものは出しておらず、資料として添付が必須ではありません。●側で耕作される方もいらっしゃいますので、農業委員さんのご意見として同意書を求めてはどうかということになれば、こちらからお話をします。以前から、説明するようには指導しています。

(委員)

そのように促していただいた方がよいと思います。

(事務局)

承知いたしました。関連がある方にできるだけ説明するよう、お話ししておきます。

(委員)

●名くらいになります。

(事務局)

承知いたしました。今回取得した所は改良の申請には挙がってきていないので、ここを別段で考えるか、もしくは一帯利用として申請するように、農業委員会の意見として●●●●さんにお話しします。

そうしますと審議保留となりますが、ご意見をいただければと思います。

(議長)

何かございますか。今までにない事例でございます。

(委員)

審議保留にした方がよいのではないのでしょうか。

(委員)

同意書は提出されていないのでしょうか。

(事務局)

元々、公的に求めなければならない書類に入っておらず、なくても審査可能です。農業委員さんのご意見として求めるのであれば、こちらから代理人を通し、申請者に伝えることはできます。

(委員)

法律で決まっていないことをむやみやたらと要求することはいかがでしょうか。同意が必要でしたら、きちんと対象を見た方がよいと思います。地図の●●●●と●●●●の区画のどちらかでしょうか。できれば限定し、行政指導という形にした方がよいと思います。

(事務局)

求められるとしたら、この2筆だと思います。総会で皆さまのご意見として決まったことであれば、こちらもお話ししやすくなります。こちらの2筆の所有者から同意書をいただければ、というお話をしたいと思います。

(委員)

今、議論されている黒色で囲まれている土地の内2筆が、直接隣接している埋め立てと関係がある土地ですが、こちらの資料とどのような関係があるのでしょうか。

(事務局)

以前より皆さんから、取得した農地がどのように利用されるか確認してほしい、というご意見がありました。3条申請は出てくるばかりで計画が見えない状況でしたので、計画ができたら教えてくださいと申しておりました。つい最近、代理人が計画を提出され、今回の申請地の上部分の計画を示されました。

よって、今回、皆さまにはご報告ということで記しました。

(委員)

水路は行政と関係がありますか。

(事務局)

実質的な管理は農政課になろうかと思いますが、窓口は道路課になります。

(委員)

同意書が難しいのであれば、●●●●さんがやりますという報告だけでもよいと思います。黙って進めるよりは、説明がある方が周囲の方の気分も変わると思います。

(議長)

面積が3,000㎡を超えられると思いますが、その場合、常設委員会にかける形となります。皆さまのご意見として、一括でやった方がよいのかどうか、いかがでしょうか。

長くなりましたので、一旦、休憩とします。

— 休 憩 —

(事務局)

休憩中に相談しました。今回の案件については保留もよいのではないかと、というお話が出ております。図面の黄色い部分（3条申請が出た土地）について、3条取得ができた後は土地改良をする流れとなりますので、今回の申請箇所である赤い部分だけの土地改良を承認しても、後日、黄色い部分も土地改良を行うということで申請される予定です。また、土地改良をするにあたり、隣接の田んぼの所有者から事業の同意、又は事業説明を受けたとの報告書等がないので、できれば同意書をいただき申請書に添付していただくこと。赤い部分と黄色い部分全体を1つの土地改良事業として、申請を出し直していただく、ということで本件は保留にさせていただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

(議 長)

ただ今、事務局からお話しがありました。この案について、ご意見、ご質問がございますか。

異議なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第4号の番号3につきまして、審議保留とすることに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第4号の番号3につきましては、審議保留ということにいたします。

続きまして、議案第4号の番号4につきまして、担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委 員)

— 所在地についての説明 —

ここは以前、除外申請がされている場所です。

先日、譲受人に話を伺ったところ、●●さんは、現在、●●に住んでいますが、将来のことを考え、家を建てたいとして家族に相談したところ、●●●●にあたる●●さんの所有する土地を使ってもよいという承諾を得られたため、申請に至りました。現地を確認したところ、事前着工等ありませんでした。

(議 長)

事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

補足説明資料の9ページをご覧ください。農業振興地域内で令和3年8月24日付、除外証明を確認しています。申請目的は、住宅敷地です。申請理由は委員さんのご説明のとおりです。

資金計画については、事務局の方で確認済みです。

給排水計画については、水道は上水道、排水は公共下水道、雨水は宅内処理とします。

その他、工事中は、近隣住民の交通に配慮し、工事を行います。日照、通風に影響の無いよう配慮し、隣地との境界はブロック土留めをします。11月8日現地確認済みです。

(議 長)

ただ今の説明について、ご質問、ご意見等ございますか。

(委 員)

資金計画ですが、その他で●●●●円を超える額です。内容の説明をお願いします。

(事務局)

建築費と造成費以外については、主に内装の部分だと思われれます。例えば、テラス、収納、キッチン、床、ウッドデッキなどがその他に該当しています。

(事務局)

住宅ローンを借りる際、借りられるのが本体部分で、それ以外の付帯部分が借りられないことがあるようです。その辺の兼ね合いで、本体部分に入るべきものが付帯部分に入り、付帯部分がその他となります。

(議 長)

よろしいでしょうか。

なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第4号の番号4につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。総員賛成であります。

よって、議案第4号の番号4につきましては、承認することといたします。

議案書18ページ以降の 報告1から報告4につきまして、事務局より朗読と説明をいたします。

(事務局) — 報告1から報告4、議案書朗読 —

[補足]報告1番号1：来月以降、追認の申請が出される予定。

[資料訂正]報告2：表の「譲受人」と「譲渡人」入れ替える。

(議長)

ただ今の報告について、何かご質問、ご意見等ございますか。質問などがありましたら、挙手をお願いします。

なし。

(議長)

特に質問が無いようですので、報告事項は終わります。

前回総会で、●●●●生産緑地の斡旋を行うことに対し、皆さまにお願いいたしましたが、購入したいという方はいらっしゃいましたか。

なし。

(議長)

それでは、希望者なしということで報告してもよろしいでしょうか。

(委員)

はい。

(議長)

ありがとうございました。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項等は、全て終了いたしました。その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

(議長)

よろしいでしょうか。

本日は、委員皆様の慎重なる審査とご協力をいただきまして、誠にありがとうございました。

(事務局)

閉会の言葉を、副会長よりお願いいたします。

(副会長) — 副会長挨拶 —